⑶　「事業年度等㉘」の「前事業年度２」の月数が当該適用年度の月数を超える場合　「事業年度等㉘」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」までの「前一年事業年度特定期間３」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」の「前事業年度２」の欄には「差引㉜」の「前事業年度２」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の５第５項第２号ロ又は令和８年旧措置法施行令第27条の12の５第７項第２号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。

８　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉙」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第４項第５号又は令和８年旧措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

［９～12　略］

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十四　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　略］

第六号様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十六　挿入］

［第６号様式別表７記載要領　略］

第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙十八　挿入］

第六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係）

［様式略］

［第６号の２様式記載要領　略］

第十二号の十様式（第三条の十二関係）

［様式略］

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

１　この申告書は、「源泉徴収選択口座の場合」と「非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合」とで別に作成すること。

２　「令和□□年分」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額の生じた年を記載すること。ただし、地方税法施行令第９条の20第１項の規定の適用を受ける場合又は非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を○で囲み、「□□月分」欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。

［３～10　略］

第十二号の十一様式（第三条の十二関係）

［様式略］

備考

［１・２　略］

３　非課税口座等において契約不履行等事由が生じた場合であってこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「非課税口座分」と記載すること。

⑶　「事業年度等㉘」の「前事業年度２」の月数が当該適用年度の月数を超える場合　「事業年度等㉘」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」までの「前一年事業年度特定期間３」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」の「前事業年度２」の欄には「差引㉜」の「前事業年度２」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の５第７項第２号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。

８　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉙」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

［９～12　同左］

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十三　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　同左］

第六号様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十五　挿入］

［第６号様式別表７記載要領　同左］

第六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙十七　挿入］

第六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・紫色）（第三条・第十条の二関係）

［様式同上］

［第６号の２様式記載要領　同左］

第十二号の十様式（第三条の十二関係）

［様式同上］

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

１　この申告書は、「源泉徴収選択口座の場合」と「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」とで別に作成すること。

２　「令和□□年分」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額の生じた年を記載すること。ただし、地方税法施行令第９条の20第１項の規定の適用を受ける場合又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を○で囲み、「□□月分」欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。

［３～10　同左］

第十二号の十一様式

［様式同上］

備考

［１・２　同左］

３　「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」にこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「未成年者口座分」と記載すること。